

JIS 規格の改正の概要

JIS T 6113 歯科鑄造用 14 カラット金合金

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が 1.0%を超える成分は 0.1%単位で表示し、0.1%を超え 1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が 0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が 0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。
- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム、ベリリウム及び鉛に加えて、ニッケルを追加する。
- ✓ 機械的性質に関する要求事項において、強さの平均値は、表示値の±10%の範囲内、また、伸びの平均値は、表示値の 70%を超えなければならない旨の要求事項を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ 機械的性質に関する試験方法において、試験結果の平均値の計算方法を、“破断後検査によって棄却したものを除き、試験した全ての試験片の平均値”に変更する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が 0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が 0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が 0.1%未満で“Xフリー”と表示する場合は、“X”の含有量が 0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。

JIS T 6115 歯科鑄造用コバルトクロム合金

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が 1.0%を超える成分は 0.1%単位で表示し、

0.1%を超え 1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、1%を超え 20%以下の成分の含有量の許容差は表示値の±1%の範囲内、20%を超える成分の含有量の許容差は表示値の±2%の範囲内であること、また、ニッケルの含有量が 0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が 0.1%未満の場合にはその成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。

- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が 0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が 0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が 0.1%未満で“Xフリー”と表示する場合は、“X”の含有量が 0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。

JIS T 6116 歯科鑄造用金合金

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が 1.0%を超える成分は 0.1%単位で表示し、0.1%を超え 1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が 0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が 0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。
- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が 0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が 0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が 0.1%未満で“Xフリー”と表示する場合は、“X”の含有量が 0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。

JIS T 6118 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が 1.0%を超える成分は 0.1%単位で表示し、0.1%を超え 1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が 0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が 0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。
- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が 0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が 0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が 0.1%未満で“X フリー”と表示する場合は、“X”の含有量が 0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。
- ✓

JIS T 6121 歯科メタルセラミック修復用非貴金属材料

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が 1.0%を超える成分は 0.1%単位で表示し、0.1%を超え 1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が 0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が 0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。
- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。

- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が0.1%未満で“Xフリー”と表示する場合は、“X”の含有量が0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。

JIS T 6122 歯貴金属含有量が25%以上75%未満の歯科鑄造用合金

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が1.0%を超える成分は0.1%単位で表示し、0.1%を超え1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表示してもよい旨、の規定を追加する。
- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、(カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く)含有成分について、ニッケルの含有量が0.1%以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が0.1%未満で“Xフリー”と表示する場合は、“X”の含有量が0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。

JIS T 6123 固定性歯科修復物用非貴金属材料

- ・ 対応国際規格である ISO 22674 が、2016 年に最新の技術水準を反映した表示要求の追加、有害元素の追加、表示に関する規定の追加などの改訂がなされたことに伴い、対応国際規格と整合させるための改正である。
- ・ 今回の主な改正は、以下のとおり。
- ✓ “用語及び定義”の箇条を追加する。
- ✓ 化学成分の要求事項において、含有量が1.0%を超える成分は0.1%単位で表示し、0.1%を超え1.0%以下の成分は成分名又は記号で表示すること、また、ニッケルの含有量が0.1%以下の場合には、“ニッケルフリー”と表示してもよい旨、ニッケル以外の成分で含有量が0.1%未満の場合には、その成分を“フリー”と表

示してもよい旨、の規定を追加する。

- ✓ 有害元素として、現行規格のカドミウム及びベリリウムに加えて、ニッケル及び鉛を追加する。
- ✓ サンプルング及び試験片の作製に関する箇条をそれぞれ設け、それらの要求事項を、JIS T 6004 を引用して規定する。
- ✓ “表示”と“添付文書”とにおいて、（カドミウム、ベリリウム及び鉛を除く）含有成分について、ニッケルの含有量が 0.1 %以下で“ニッケルフリー”と表示する場合は、ニッケルの含有量が 0.1%以下である旨を記載する規定を追加する。また、ニッケル以外の成分“X”の含有量が 0.1%未満で“X フリー”と表示する場合は、“X”の含有量が 0.1%未満である旨を記載する規定を追加する。